

平成30年8月理事会議事録

1 開催日時 平成30年8月27日（月） 15時02分 ～ 16時05分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	伊 藤 文 郎
専 務 理 事	三 好 昌 武
公 益 代 表 理 事	清 谷 哲 朗
同	阪 本 勇 三
保 険 者 代 表 理 事	高 橋 直 人
同	鳥 海 孝 治
同	長 尾 健 男
同	鈴 木 茂 明
被 保 険 者 代 表 理 事	木 暮 弘
同	木 村 敬 一
同	吉 田 直 浩
同	伊 藤 彰 久
診 療 担 当 者 代 表 理 事	中 川 俊 男
同	松 本 吉 郎
同	松 本 純 一
同	牧 野 利 彦
公 益 代 表 監 事	木 内 充
被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	助 川 正 博
参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

(1) 平成30年7月理事会議事録の公表(案)

(2) 公益代表役員の選任(案)

2 報告事項

(1) 役員選任の認可

(2) 第14次審査情報提供（歯科）

(3) 平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求状況（6月診療分に係る確定状況及び7月診療分に係る請求状況）

(4) 医療保険と障害者総合支援法による更生医療(法別番号「15」)の併用分における中間所得層の患者に係る高額療養費の算出誤りに伴う精算処理の終了

3 定例報告

- (1) 平成30年6月審査分の審査状況
- (2) 平成30年8月審査分の特別審査委員会取扱状況

4 その他

- (1) 審査事務の集約に向けた実証テストの実施状況
- (2) 人事院勧告

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

過日、開催された公益代表役員に係る選考委員会の結果報告のため、理事会の冒頭から役員選考委員会委員長に出席をいただいた。

議事録署名者を木村理事、松本純一理事にお願いする。

本日の理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名、全員の出席を確認したので、支払基金定款第21条第1項に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

なお、本日は、議事の進行上、報告事項(1)「役員選任の認可」の報告を行った後、議事(2)「公益代表役員の選任(案)」についてお諮りする。

(理事長)

報告事項(1)「役員選任の認可」について報告する。

先月の理事会で公益を代表する理事4名を除いた12名の理事の選任と、同じく公益を代表する監事1名を除く3名の監事の選任について議決をいただき、厚生労働大臣に認可申請したところ、先般の8月23日に認可を受けたので報告する。

また、理事会の申し合わせにより、理事会の運営等についてご審議を頂く小委員会委員については、各側代表の5名の理事にお願いする。

それでは、本理事会から新たに参加される理事及び監事から挨拶をいただく。

(理事及び監事挨拶)

(理事長)

議事(2)「公益代表役員の選任(案)」についてお諮りする。

公益代表役員の後任であるが、選考委員会で応募者を選考の上、役員候補者を決定し、その選任について審議していただいた。

それでは、役員選考委員会委員長から選考の経過と結果について、報告していただく。

(役員選考委員会委員長)

-----役員選考委員会委員長から報告-----

8名から構成する役員選考委員会で書類選考、面接を実施し、公益代表役員としてふさわしい者の選考に努めた。本日は、役員選考委員会を代表して、選考の経過と結果をご説明する。

6月13日に第1回役員選考委員会を開催し、委員長及び委員長代理の互選による選任、公募に係る募集要項に該当する職務内容書の決定などを行った。

公募は、支払基金のホームページ等に掲載することにより、6月14日から7月18日までの約1か月間行い、5名の応募があった。

7月23日に第2回役員選考委員会を開催し、書類選考により候補者を5名から3名に絞り込み、8月6日に面接（「医療保険制度への知識、関心」、「改革への意欲と熱意」、「事業運営に当たっての経験・能力」及び「マネジメント能力・ガバナンス能力」の4つの観点から評価）を行い、最終的に候補者1名を決定し、役員選考委員全員一致で本理事会にご提示申し上げる。

(理事長)

役員選考委員会委員長からの報告について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、役員選考委員会が最適任者であると判断した候補者を公益代表役員として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認める。

役員を選任につきましては、支払基金法第11条第1項において「厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」となっていることから、直ちに、厚生労働大臣に認可申請することとする。

(役員選考委員会委員長退出)

(理事長)

次に、議事(1)「平成30年7月理事会議事録の公表(案)」についてお諮りする。

平成30年7月理事会議事録については、事前に各理事に確認いただいた上で議事録署名者に署名をいただいていることから、原案どおり支払基金ホームページにて公表してよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認める。

議決いただいた議事録につきましては、速やかに支払基金ホームページに公表することとする。

次に、報告事項(2)「第14次審査情報提供(歯科)」について事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

第14次審査情報提供(歯科)について、新たに情報提供する検査1事例及び処置1事例を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(3)「平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求状況(6月診療分に係る確定状況及び7月診療分に係る請求状況)」及び報告事項(4)「医療保険と障害者総合支援法による更生医療(法別番号「15」)の併用分における中間所得層の患者に係る高額療養費の算出誤りに伴う精算処理の終了」について事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求状況(6月診療分に係る確定状況及び7月診療分に係る請求状況)」について、6月診療分に係る被災医療機関等の数、概算支払確定額、事務費の取扱い及び7月診療分に係る概算請求の届出状況について説明。

「医療保険と障害者総合支援法による更生医療(法別番号「15」)の併用分における中間所得層の患者に係る高額療養費の算出誤りに伴う精算処理の終了」については、本来、現物給付の高額療養費として医療保険の保険者へ請求すべき額の一部を、支払基金が更生医療実施機関に請求していた事務処理誤りに係る精算処理が完了した旨を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(1)「平成30年6月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年6月審査分の審査状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「平成30年8月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年8月審査分の特別審査委員会取扱状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、その他(1)「審査事務の集約に向けた実証テストの実施状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「審査事務の集約に向けた実証テストの実施状況」について、第1組目の宮城支部と福島支部間及び第2組目の福岡支部と佐賀・熊本支部間での実施状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

確認であるが、レセプトの集約については、例えば宮城支部と福島支部の場合は、それぞれが宮城支部と福島支部へレセプトを送っているのか。それとも、福島支部だけ宮城支部へ送っているということなのか。

あるいは、福岡支部、佐賀支部、熊本支部の場合はどうなのか教えていただきたい。

(事務局)

医療機関からの受付は従前どおり各支部で行っている。郵送についても同様に、各支部に届いたものを支部間で送付して処理している。

(診療担当者代表理事)

先ほど、例月より2日から3日配送が遅れた地域があったと報告があったが、それが原因なのか。

(事務局)

それは返戻の発送なので、通常の郵送と同様である。

(診療担当者代表理事)

そうではなくて、例えば宮城支部と福島支部であれば、宮城支部で審査をして、福島支部分も宮城支部で審査して、返戻があれば福島支部へ送り、福島支部から福島県内の医療機関に郵送されるというような説明に聞こえたのだが、そうではないのか。

(事務局)

審査は、所在支部の審査委員会で実施しており、その後、集約支部にその結果を送り集約支部から返戻等の手続きをとっている。

(診療担当者代表理事)

審査はそれぞれの支部で行うのか。

(事務局)

所在支部の審査委員会で行っている。

(診療担当者代表理事)

審査結果をまとめているのか。

(事務局)

審査結果を集約支部の事務職員に送り、計数整理等を行った後、返戻等の処理をしているので、集約支部から送付を行っている。

(診療担当者代表理事)

そうすると、スライド36ページに記載の「審査事務分担の交換」というのは、どういう意味なのか。

(事務局)

これは、職員の分担の交換をただけであり、宮城支部の職員が福島支部の審査事務を行ったということである。

(診療担当者代表理事)

それはどこで行われたのか。

(事務局)

宮城支部である。

(診療担当者代表理事)

福島支部の職員が、宮城支部へ行って事務をするのか。

(事務局)

そうである。宮城支部に福島支部の審査事務担当の職員が通勤し、宮城支部で福島支部部分の審査事務を行う職員と、一部宮城支部部分の審査事務を行った職員がいたと理解していただければと思う。

(診療担当者代表理事)

当初の予定では、審査事務を集約して行うと理解していたが、そうではなかったということか。

(事務局)

審査事務の集約は行っている。

(診療担当者代表理事)

この件について詳しい説明をいただきたい。

(事務局)

今回の実証テストで審査事務を集約し、福島審査事務の担当職員は宮城に通勤し、そこで福島分の審査事務を行っているが、審査委員会については福島で開催しているという状況である。

(診療担当者代表理事)

分かりやすく言うと、職員の人事交流をしたということか。限りなくそれに近いように聞こえる。今までの議論は何だったのか。

(診療担当者代表理事)

実証テストは審査事務と審査を1か所で行うはずだったので、そうならなかったのは、最初からそれは無理だということが分かっていたという理解でよろしいか。

(保険者代表理事)

私の理解では、制度上、各都道府県の審査委員会は、今までどおり今後もある。本質的に審査委員の審査というのは、47都道府県の支部で審査委員会が行われる。

今回、事務方の業務の集約を宮城支部、福島支部の2支部と、福岡支部、佐賀支部、熊本支部の3支部で行ったが、宮城支部と福島支部の人間が行き来したこと自体が問題ではない。事務方を宮城支部に集めて、審査事務を宮城支部で行い、審査については福島支部の審査委員会にかけて、その結果を医療機関に郵送するなどの事務的な作業は再度、宮城支部で行うということではないのか。

(診療担当者代表理事)

「審査事務分担の交換」という点について、私は質問したのだが。

(事務局)

審査事務には2つの意味が混在している。

スライド37ページで表の中段が福島支部で、下段が宮城支部であるが、レセプト等の行き来を矢印で示しており、審査委員会にかける前処理の部

分が審査事務であり、まずそれが1つである。

そして、福島支部にレセプト等を送って福島の審査委員会にかけ、その結果を再度、宮城支部へ送り事務処理するのが基本の形である。

つまり、審査の前後の事務処理を宮城支部で行うため、福島支部の職員が宮城支部で勤務しており、そこで審査前の事務分担を交換して行った。

そういう意味では、2つの意味が混在していたということになる。

(診療担当者代表理事)

最初に聞いたのが、スライド36ページの「審査事務分担の交換」というところで、その下に「両支部の医科担当2名、歯科担当1名」とあるが、その事務分担はどのように分担したのか。

(事務局)

まず宮城支部の医科2名と福島支部の医科2名、それぞれ自分が持っている分担を交換したということになる。

(診療担当者代表理事)

それは宮城支部で行ったのか。

(事務局)

そうである。宮城支部で実施している。

(診療担当者代表理事)

それでは、両県それぞれではなくて、宮城へ送って行っているということか。

(事務局)

そうである。

(診療担当者代表理事)

了解した。

それでは、次にスライド36ページの「遠隔連携の課題解消」というところで、審査委員と担当職員の審査連携においてヘッドホンを導入したとあるが、これはどういうことでヘッドセットを使って課題を解消したのか。

(事務局)

審査事務を担当している職員が、その担当している審査委員に、内容について照会するケースがある。

(診療担当者代表理事)

場所はどこか。

(事務局)

まず、宮城支部に勤務する福島支部のレセプトを担当する職員が、福島支部の審査委員会に出席している審査委員に照会するケースがあるので「LINE WORKS」というアプリケーションを導入した。普通に話していると周りの人に音が聞こえてしまうので、ヘッドセットを先月導入し、音漏れ等の課題については解消したと考えている。

(診療担当者代表理事)

つまり、事務方は宮城にいて、福島支部の審査委員は福島支部へ赴いて、そこでやり取りをする。非常にややこしいことをされたと理解した。

(保険者代表理事)

交換という言葉が悪いのではないか。職員の中で、宮城支部と福島支部という意識があるから交換になるだけであって、将来の姿は全員が宮城支部にいる。福島支部の審査委員と、仙台あるいは東北ブロックにいる支払基金の事務方との連絡が上手くとれるのかが問題なのである。

(診療担当者代表理事)

結局、福島支部の職員は、どれぐらいの割合で宮城支部へ行かれたのか。このスライドでは3人のように見えるが、数名の人間だけでは実証実験にはならない。

(事務局)

福島支部の職員が55名程度いて、その内の40名程度が宮城支部に勤務したという状況である。

(診療担当者代表理事)

その残った10数名で、返戻事務を行ったということか。

(事務局)

返戻事務は、宮城支部の40名程度の職員が行い、福島支部に残った15名程度の職員が審査委員会の対応を行ったということである。

(診療担当者代表理事)

審査は福島支部で行われ、そこで、返戻等の審査結果が宮城支部から1回

福島支部を経由して、福島県内の医療機関へ送られたということか。

(事務局)

福島支部は経由せず、宮城支部から宮城の郵便局に出して、そこから福島に送ったということである。

(診療担当者代表理事)

最初の事務局からの説明とは少し異なっている。

(事務局)

説明が悪かったと思う。

(診療担当者代表理事)

説明が悪いのではなく、理解していなかった。

(事務局)

集約したところから送らせていただいている。

(診療担当者代表理事)

職員の中でも実証実験に対して理解が深まっていないのに、実証テストをされたというのは問題である。この辺りは議事録にきっちり書いていただきたい。

(理事長)

承った。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

先ほどの報告で問題なく、今までどおり進んでいるとあったが、それではテストした意味がないと思う。

支部の集約を何のためにテストするのか、当初の目的をきちんと確認した上で何が良くなるのか分かるような報告をしていただきたい。

そのことによって、テストを実施しても効果がないという結論になれば、どこに問題があるのか考えなくてはならない。

問題なくできたという報告の場合、今と何も変わらない訳で、テストする意味があったのかと私たちは捉えてしまう。

今回、この集約というのは何のために実施したのか。そもそも始める前に大分議論があったことは各理事とも承知している話である。

テストを実施したことに対して何らかの効果がないと、これを進める意味があるのだろうかということになってしまうので、そののところだけは押さえて進めていただきたいと思います。

これは意見として是非、よろしく願います。

(診療担当者代表理事)

福島支部の職員40人が宮城支部に行って意味があったのか教えていただきたい。労力をかけて遠いところまで行っても大丈夫だったのか。

これを始める前に言ったが、なぜ福島支部の職員が宮城支部まで行かなければならないのか。最終的には、福島支部と宮城支部で実施したが、東北の各県を宮城支部に集約しようという一つの実験だと理解しているが間違っているか。

(理事長)

まず実証テストで、実際に審査に支障があるかどうかを検証させていただいた。

(診療担当者代表理事)

ここに、問題なく実施と書けば、次は東北全県を宮城支部に集約する方向に持っていけるという筋書きが見えてしまっている。

このようなテストを実施した際は、メリットに対してデメリットも山ほどあるはずで、それを探って欲しいと指摘したはずだが、全然それができていない。

なぜ宮城に行って、審査事務をしなければならないのか。審査委員会を福島支部で開催するというのであれば、むしろ非常に非効率ではないか。先ほど話があった40人の福島支部の職員は、今どうされているのか。仙台に住んでいるのか。

(事務局)

2か月間のテストが先月終了しており、現在は福島支部で勤務している。

(診療担当者代表理事)

2か月間はどこに住んでいたのか。

(事務局)

2か月間は、通勤できない者が数名、マンスリーマンションを借りており、それ以外の職員については通勤していた。

(診療担当者代表理事)

交通機関は何を利用したのか。それとその頻度を教えていただきたい。

(事務局)

新幹線で通勤した。

(診療担当者代表理事)

毎日、新幹線通勤なのか。

(事務局)

そうである。

(診療担当者代表理事)

毎日、30数名が新幹線通勤したのか。

こういうことが大事で、表面的に良いことばかり報告しても意味がないと前から言っていたし、非効率的だという結論に至るのではないかと指摘していたと思う。

この報告はやり直していただきたい。

(理事長)

このテストの報告については、9月末に中間報告、そして12月までに最終の九州地区の実証テスト終了後、報告を行う予定である。

今ご指摘いただいた点も十分加味しながら報告させていただく。

(診療担当者代表理事)

審査委員と担当職員のやり取りだが、国保連合会では何人かに審査委員一人を置いて聞いたり、資料を出してもらったりしながら、実際には審査している。

それが果たして、音声を通ったからといって、複数の担当職員での対応が遠隔でできるのかが一番の問題だと思うので、その辺りも「審査委員への取次や必要資料の別配布の課題は引き続き検討」とスライドに記載されているので、そこをしっかりと検討して検証していただきたい。

(診療担当者代表理事)

今の話は大事で、4日間程度の審査期間である程度の枚数をこなすには、その都度、担当職員に尋ねたり資料を出してもらったりすることが不可欠で、それがヘッドセットを導入したからできるようになるというのは、そんな簡単なものではないということを指摘しておきたい。

もう一つ、「幹事会は問題なく開催」とあるが、問題になりようがあるのか。なぜ、わざわざ問題なく開催と記載しなしなければならないのか。そもそも、テスト支部管理者がタブレットにより参加したとは何なのか。

(事務局)

幹事会については、各支部で開催している。福島支部は福島支部で、宮城支部は宮城支部で幹事会を開催している。福島支部で開催する幹事会に、宮城支部に勤務している福島支部の管理職がおり、その管理職がタブレットで参加したということである。

通常、福島支部の幹事会は、管理職が6名、支部長が1名で幹事会を開いている。テスト中については、福島支部で管理職が2名、支部長が1名で開いており、残りの4名が宮城支部に勤務していたので、タブレットにより参加させ、担当のところで質問が出れば対応させていただくということで準備したと福島支部から聞いている。

(診療担当者代表理事)

テレビ会議システムのようなものと理解した。

「幹事会は問題なく開催」とわざわざ書いたのは、問題ないことばかり羅列するためにこんなことを入れたのかと勘ぐってしまうので、もう少し詳細に検証していただきたい。先ほど指摘があったように、やり直していただきたい。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

本件については、改めて報告させていただく。

次に、その他(2)「人事院勧告」については、去る8月10日に国家公務員の給与について人事院勧告があったので、その概要は資料のとおりとなっているので、後ほどご覧いただきたい。

(理事長)

最後に、退任する公益代表理事から一言挨拶をいただくことにする。

(退任理事挨拶)

(理事長)

それでは、本日の理事会を閉会する。次回の理事会は、9月28日（金）午後3時から、この場所で開催する。

平成30年8月27日

理 事 長 伊 藤 文 郎

被 保 険 者 代 表 理 事 木 村 敬 一

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 純 一